

# 重要事項説明書

## 1. 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

大泉学園 さくらの家（以下「事業所」という）は、指定認知症対応型共同生活介護または、指定認知症対応型共同生活介護予防の事業（以下「事業」という）について、要介護者であって、認知症の状態にあるものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

事業所の介護従業者は、共同生活において、家庭的な環境の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように介護・支援を行います。事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供ができるように努めます。サービスの内容については福祉サービス第三者評価を定期的に受け、その結果を公表することにより、その質の向上に努めることとします。

## 2. 職員の職種、人数及び職務内容

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとします。

職種	人数	職務内容
代表者	1名	ケアビレッジ全体の管理
管理者	1名	事業内容の調整
計画作成担当者	2名	管理者と兼務 サービスの調整・相談
介護職	18名	日常生活の介護・相談

## 3. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防の利用定員

利用定員 18 名（全室個室）

## 4. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防の内容

認知症対応型共同生活介護及び介護予防の内容は次のとおりとします。

- ① 入浴（原則として3日に1回）、排泄、食事の介護
- ② 日常生活上の世話、機能訓練

5. 介護保険適用の有無

上記の①～②の内容は、介護保険の対象となるものです。

6. 利用料及びその他の費用の額

指定認知症型共同生活介護または、指定認知症型共同生活介護予防を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別紙のとおりです。

7. 入居にあたっての留意事項

利用者は、入居にあたって次の事項に留意するものとします。

- ① 面会については施設の定める面会方法に従い、都度職員に連絡してください。
- ② 2か月を超える入院の場合には退居とさせていただきます。(介護保険報酬金額等を全額入金の場合には延長が可能です)
- ③ 契約解除は、1か月の予告期間をおいて文書で通知してください。病気の急変などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内が1週間以内の通知でも解約する事ができます。ただしこの場合は、告知より3週間分の利用料、住居費、水道、電気、日用品費を支払って頂きます。
- ④ 外出の際は行き先と帰宅時間を職員にお伝えください。
- ⑤ 飲酒・喫煙は決められた場所で行うものとします。
- ⑥ 施設内での火気の取り扱いは行わないでください。
- ⑦ 設備・備品の利用は、本来の使用方法に従って利用してください。
- ⑧ 所持品・備品の持ち込みは自己管理とします。ただし自己管理が困難な場合は事業所に届け出て、事業所にて管理することができます。
- ⑨ 金銭・貴重品等の管理は自己管理とします。ただし自己管理が困難な場合は事業所に届け出て、事業所にて管理することができます。
- ⑩ 外出時等施設外にいる時に医療機関の受診を希望する場合は職員に連絡してください。
- ⑪ 入所者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ⑫ 病院受診については、原則としてご家族に同行して頂きます。
- ⑬ 他の利用者への迷惑行為は禁止します。

## 8. 緊急時等における対応方法

### ① 緊急時における対応

介護従業者は、介護を実施中に利用者の病状に急変やその他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに管理者に報告します。また、24時間常時連絡可能な体制を維持します。

### ② 事故発生時の対応について

1) 市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

2) 事故の原因を解明し再発防止のために、インシデントレポートの提出（随時）、リスクマネジメント委員会の開催（随時及び毎月1回）を実施します。

### ③ 防災について

年2回、所轄消防署の指導を頂き防災訓練を実施し、事故発生の予防に努めます。

## 9. 苦情申立の制度

### ① 利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口

（常設窓口の設置）

介護相談や苦情に対する常設の窓口として、担当者を設置します。担当者が不在の時は専用の書式に記入し、担当者への引き継ぎを行います。

### ② 円滑かつ迅速な苦情処理体制

苦情があった場合は、直ちに管理者が相手方に連絡を取り、相手方の都合の良い日程に訪問、詳しい状況を聞くと共に担当事業者からも状況を確認します。

・管理者が必要と判断した場合は、再度サービス担当者会議を開きます。

・サービス担当者会議の結果、必ず具体的な対応を早急に行います。

### ③ 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

・会議を行わない場合も、必ず担当事業者は管理者まで処理結果を文書として報告・提出することとします。

・再発を防ぐために苦情対応記録を保管します。

### ④ その他

行政機関その他苦情受付け機関

練馬区役所・介護保険課

所在地 練馬区豊玉北6-12-1

電話番号 03-3993-1111（代表）

練馬区保健福祉サービス

所在地 練馬区豊玉北6-12-1

苦情調整委員

電話番号 03-3993-1344

国民健康保険団体連合会

所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館

電話番号 03-6238-0177（代表）

地域包括支援センター

第2育秀苑

所在地 練馬区羽沢2-8-16

電話番号 03-5912-0523

桜台

所在地 練馬区桜台2-2-4

電話番号 03-5946-2311

豊玉

所在地 練馬区豊玉南3-9-13

練馬	電話番号 03-3993-1450 所在地 練馬区練馬2-24-3
練馬区役所	電話番号 03-5984-1706 所在地 練馬区豊玉北6-12-1
中村橋	電話番号 03-5946-2544 所在地 練馬区貫井1-9-1
中村かしわ	電話番号 03-3577-8815 所在地 練馬区中村2-25-3
北町	電話番号 03-5848-6177 所在地 練馬区北町2-26-1
北町はるのひ	電話番号 03-3937-5577 所在地 練馬区北町2-26-1
練馬キングス・ガーデン	電話番号 03-5399-5347 所在地 練馬区早宮2-10-22
田柄	電話番号 03-5399-5347 所在地 練馬区田柄4-12-10
練馬高松園	電話番号 03-3825-2590 所在地 練馬区高松2-9-3
光が丘	電話番号 03-3926-7871 所在地 練馬区光が丘2-9-6
高松	電話番号 03-5968-4035 所在地 練馬区高松6-3-24
第3育秀苑	電話番号 03-5372-6064 所在地 練馬区土支田1-31-5
練馬ゆめの木	電話番号 03-6904-0192 所在地 練馬区大泉町2-17-1
高野台	電話番号 03-3923-0269 所在地 練馬区高野台1-7-29
石神井	電話番号 03-5372-6300 所在地 練馬区石神井超3-30-26
フローラ石神井公園	電話番号 03-5923-1250 所在地 練馬区下石神井3-6-13
第二光陽苑	電話番号 03-3996-0330 所在地 練馬区関町北5-7-22
関町	電話番号 03-5991-9919 所在地 練馬区関町南4-9-28
上石神井	電話番号 03-3928-5222 所在地 練馬区上石神井1-6-16
やすらぎミラージュ	電話番号 03-3928-8621 所在地 練馬区大泉町4-24-7
大泉北	電話番号 03-5905-1190 所在地 練馬区大泉学園町4-21-1
大泉学園	電話番号 03-3924-2006 所在地 練馬区大泉学園町2-20-21
南大泉	電話番号 03-5933-0156 所在地 練馬区南大泉5-26-19
	電話番号 03-3923-5556

大泉

所在地 練馬区東大泉 1-29-1

電話番号 03-5387-2751

やすらぎシティ

所在地 練馬区東大泉 7-27-49

電話番号 03-5935-8321

## 10. その他重要事項

### ① 認知症対応型共同生活介護サービス計画または、介護予防計画の提示と承認

認知症対応型共同生活介護サービスまたは、また介護予防計画の開始に際し、管理者もしくは計画作成担当者は、利用申込者もしくはその家族にサービス内容及び利用料金等の重要事項を記した文書を交付し、同意を得ます。

### ② 運営推進会議の設置

- ・入居者・家族・地域包括支援センター職員・地域住民・職員らによる運営推進会議を設置します。
- ・運営推進会議は、原則として 偶数月第 4 土曜日に実施します。

### ③ 介護従業員の研修

事業所は、介護従業員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けて業務体制を整えます。

- ・採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修 年 2 回

### ④ プライバシーの秘密保持

従業者は業務上知り得た利用者様またはその御家族のプライバシーを保持します。また、従業者であった者に業務上知り得た利用者様またはその御家族のプライバシーを保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらのプライバシーを保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含みます。

### ⑤ サービス担当者会議等での情報利用制約

利用者様に適切なサービスを提供するために開催するサービス担当者会議等の場においては、改めてお客様及びその家族に同意を得ることなく必要最小限の個人情報を用いることがあります。

### ⑥ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、大泉学園さくらの家の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

### ⑦ 行政機関への手続きが必要な場合、利用者や代理人の状況により代行します。

協力医療機関名

辻内科循環器科歯科クリニック

事業者概要

事業者名称	大泉学園 さくらの家	
主たる事務所の所在地	東京都練馬区大泉学園町7-19-17	
代表者名	今井 賢典	
電話番号	03-5933-0849	
介護保険法に基づき、知事から指定を受けている、事業所コード (事業所コード: 1392000160 )	事業所名	大泉学園 さくらの家
重要事項説明者	今井 賢典	

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、了解致しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者の代理人 住所 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (利用者との関係 )